

令和6年10月定例教育委員会次第

日時： 令和6年10月24日（木）
午前10時～午前11時30分
場所： 犬山市役所3階301会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|-------------------------|---------|
| 第34号議案 | 令和7年度犬山市教職員定期人事異動方針について | 学校教育課 |
| 第35号議案 | 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について | スポーツ交流課 |
| 第36号議案 | 犬山市スポーツ推進委員の解嘱について | スポーツ交流課 |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|-----------------------------|-------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | 文化推進課 | No.1 |
| (2) | 11月・12月行事予定表について | 学校教育課 | No.2 |
| (3) | 令和6年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | 学校教育課 | No.3 |
| (4) | 令和6年9月定例議会について | 教育部 | No.4 |
| (5) | 犬山二十歳の集い2025の概要について | 文化推進課 | No.5 |
| (6) | 学校施設長寿命化計画の進捗状況について | 学校教育課 | No.6 |
| (7) | 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について | 学校教育課 | No.7 |
| (8) | いじめ防止に向けて | 学校教育課 | No.8 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第34号議案

令和7年度犬山市教職員定期人事異動方針について

令和7年度犬山市教職員定期人事異動方針について、別紙のとおり定めるものとする。

令和6年10月24日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

（説 明）

この案を提出するのは、丹波地方教育事務協議会の令和7年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動方針を定める必要があるからである。

令和7年度 犬山市教職員定期人事異動方針

犬山市教育委員会

令和7年度丹葉地方教育事務協議会の教職員定期人事異動方針を踏まえて、下記の方針で犬山市教職員定期異動人事を行う。

記

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに、学校間における均衡を重視した教員配置を行う。
- 3 「学び」の授業の充実、「学校の自立」の実現は、管理職の指導力によるところが大きいので、校長・教頭の異動は最小限とする。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

- 4 教務主任・校務主任の異動には特に配慮し、できる限り市内の異動を中心に考える。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

- 5 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

(1) 一般教員については、10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。

(2) 新任教員については、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。

議案第6号 令和7年度丹葉地方教育事務協議会教職員定期人事異動方針について

令和7年度教職員定期人事異動方針（案）

丹葉地方教育事務協議会

I 方針

令和7年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針に基づき、丹葉地方教育事務協議会は内申権者として人事異動事務を行う。この結果を基にして、愛知県教育委員会に人事内申をする。

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員構成について、地域間及び学校間における均衡のとれた人事配置を行う。
- 3 遠隔地勤務者に対する計画的な調整を進める。

II 実施要領

1 管理職人事（校長、教頭の人事）

（1）管理職の転任は、原則として次のようにする。

- ① 同一校の校長及び教頭の同時異動を行わない。
- ② 同一校・同一職勤務2年未満の校長及び教頭については、異動を行わない。

（2）管理職への昇任は次のようにする。

- ① 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- ② 教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- ③ 校長あるいは教頭へ新規に任用される者は、原則として、令和7年3月31日における年齢が57歳以下の者であること。

2 教員人事

（1）教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに、地域間の均衡を重視した教員配置を行う。

- ① 小・中学校の学校種別間交流ならびに広域的人事交流を進める。
- ② 教員の年齢、性別、所有する免許状の種別・教科等を基にして、適正な配置と構成が行われるよう、これに必要な教員の異動を促す。

（2）同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

- ① 一般教員の同一校の継続勤務年数を10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。
- ② 新任教員にあつては、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。
- ③ 同一校継続勤務3年未満の者については、特別の事情のない限り異動の対象としない。

（3）教員の異動希望、勤務条件の是正等への対応、その他異動の条件について。

- ① 通勤時間は、片道おおむね1時間30分が上限になるように配慮する。
- ② 同一校内職員の婚姻に際しては、転任について特別の配慮をする。

3 その他については、愛知県教育委員会の令和7年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に準ずる。

4 県費負担学校事務職員、県費負担学校栄養職員の人事異動方針及び実施に係る要領については、愛知県教育委員会が示す令和7年度の県費負担市町村立学校事務職員、県費負担市町村立学校栄養職員の人事異動方針及び実施要領のそれぞれに準ずる。

犬山市教育委員会第35号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年10月24日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	職業	備考
1	のぐち 野口 ちひろ	公務員	新規
2	いしはら 石原 有里菜	会社員	新規

【委嘱期間】

・令和6年11月1日～令和8年10月31日

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

(1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。

(2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。

(3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。

(4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。

犬山市スポーツ推進委員名簿（任期中の委員）

（令和 6 年 1 0 月 2 4 日現在）

N0	氏名	委嘱期間
1	仙 田 逸 二	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
2	原 正 男	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
3	高 木 隆 人	令和 6 年 4 月 1 4 日～令和 8 年 4 月 1 3 日
4	宮 田 孝 秀	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
5	小 島 久 美 子	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
6	奥 村 建 治	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
7	吉 野 和 美	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
8	保 浦 正 幹	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
9	吉原田鶴子	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
10	野 呂 一 彦	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
11	戸崎裕美子	令和 5 年 5 月 1 0 日～令和 7 年 5 月 9 日
12	日比野幸司	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
13	三輪みゆき	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
14	佐 橋 治 彦	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
15	水 谷 美 香	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
16	小 島 暁 子	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
17	伊 藤 浩 申	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
18	武 内 名 古	令和 5 年 6 月 2 2 日～令和 7 年 6 月 2 1 日
19	長谷川康子	令和 5 年 6 月 2 2 日～令和 7 年 6 月 2 1 日
20	尾 藤 美 津 子	令和 5 年 5 月 1 0 日～令和 7 年 5 月 9 日

犬山市教育委員会第36号議案

犬山市スポーツ推進委員の解嘱について

犬山市スポーツ推進委員設置規則第4条第2項の規定により別紙のとおり解嘱するものとする。

令和6年10月24日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、本人死亡のため犬山市スポーツ推進委員を解嘱する必要があるからである。

解嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	職業
1	ひびの 幸司 日比野 幸司	—

◎関係法令

犬山市スポーツ推進委員設置規則(昭和49年教育委員会告示第4号)(抄)

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員(以下「委員」という)の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

(定数)

第3条 委員の定数は25名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。